

平成十年十二月十四日提出
質問第九号

特定非営利活動法人の登記に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

特定非営利活動法人の登記に関する質問主意書

この十二月一日から、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証受付けが開始された。

特定非営利活動促進法によれば、所轄庁の認証を得たNPO法人は、その後、組合等登記令に基づき、登記を行うことで、法人として成立することになる。現在、各NPOは、認証の準備をすすめているが、法人格を取得しようとしている多くのNPOから登記の現状について、「NPOという標記が認められない等、余りにも時代錯誤であり、現状にそぐわないのではないか」等の困惑の声が寄せられている。実際、二十世紀が目前に迫り、国際化、高学歴化が進行する中で、登記行政の現代化が求められていると考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 法人の名称について、アルファベットの表記をカタカナに書き直させているが、その根拠は昭和二十二年二月十七日付民生局長の回答に基づいているようである。これは、英文が敵性言語とされていた時代の産物ではなからうか。アルファベットの読み方を小学校で学ぶ現在、アルファベット表記を名称に使用することは、登記の目的からしてなんら差し障りがないといえる。アルファベット表記を認めるべきであると考えるが、いかがか。

二 法人の定款における目的、事業などについても、アルファベットの不使用の他に、「・」やカギカッコなどについて制限的な指導を行っていると聞いている。これは、私的自治の原則に基づいて活動するNP
Oに些末な点で行政が介入することになるのではないか。一般社会で多用され、一般に定着している表現・表記を広く認めるべきではないかと考えるが、いかがか。

右質問する。